

射水市 子ども・子育て支援事業計画

【概要版】



平成 27 年 3 月

射 水 市



計画策定の背景

子どもは、これからのまちの未来をつくる貴重な存在です。社会の希望である子どもが安心して育つことができる環境、安心して子どもを生み育てることのできる環境の整備が必要です。また、女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て不安を抱える保護者の増加など、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けています。

射水市は、平成 21 年度に「射水市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、よりよい子育て環境の整備に取り組んできました。しかし、少子化や世帯規模の縮小、女性の社会進出による低年齢児の保育ニーズの増大など、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

以上のことを踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、この計画を策定しました。

「子ども・子育て支援新制度」とは

「子どもの最善の利益」が実現されるよう、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指しています。

🔸 新制度の主なポイント 🔸

- 1 「認定こども園」の普及
幼稚園と保育所のいいところをひとつに！
- 2 保育の場を増やし、待機児童を減らす
子育てしやすく、働きやすく！
- 3 子育て支援の量の拡充や質の向上
子どもにとってよりよい環境に！
- 4 子どもが減ってきている地域の子育て支援
地域の状況をふまえる！



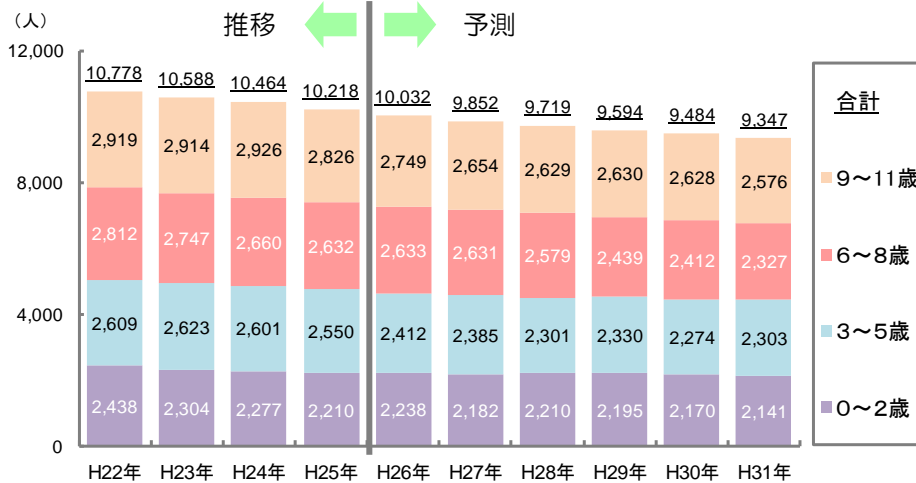
くわしくは制度案内パンフレットまたは子育て支援課におたずねください。

射水市の子ども・子育てを取り巻く現状



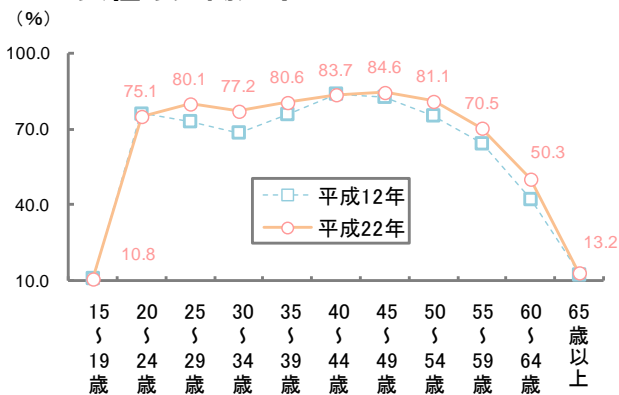
統計・アンケートからみる射水市の現状

子どもの人口の推移と推計

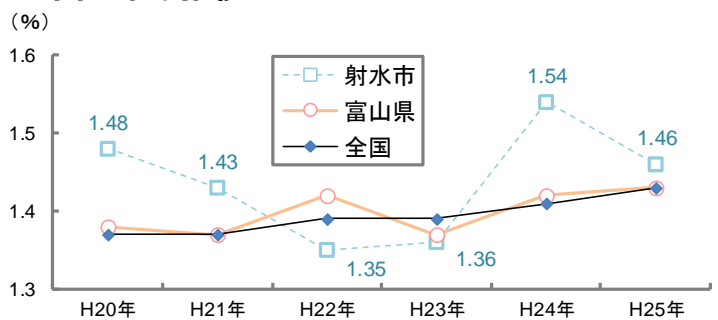


射水市の児童人口（0～11歳）は、今後も減少傾向で推移し、平成25年の10,218人から、平成31年には9,347人になることが予測されます。

女性の労働力率



出生率の推移

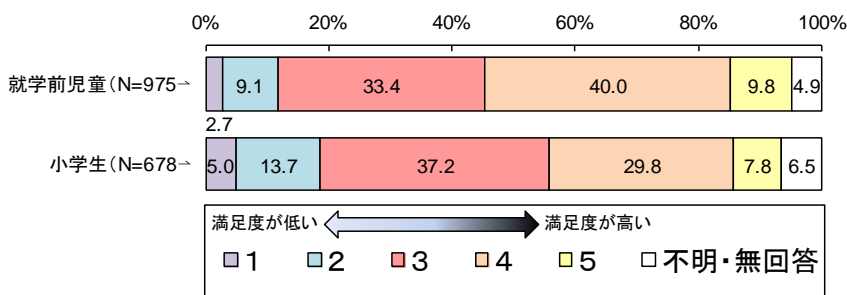


射水市の女性の労働力率をみると、平成12年には、子育て期にあたる30～34歳を中心にM字カーブを描いていましたが、平成22年にはM字の谷の部分の浅くなってきています。

射水市の合計特殊出生率は、平成25年で1.46となっており、平成22年、23年を除き、国・県を上回って推移しています。

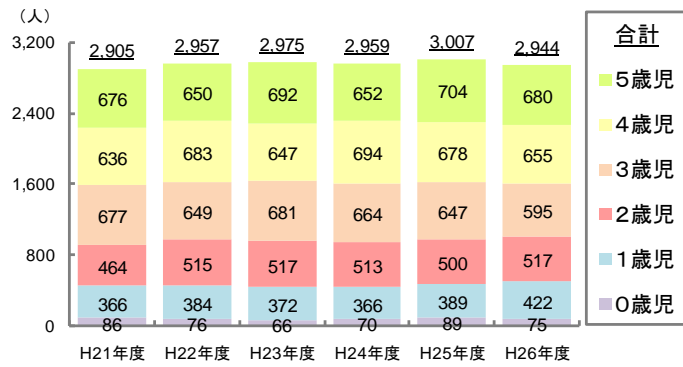


射水市は子育てしやすいまちだと感じるか



『満足している』（「4」＋「5」）は、就学前児童で49.8%、小学生で37.6%となっており、小学生と比べて、就学前児童で満足度が高くなっています。

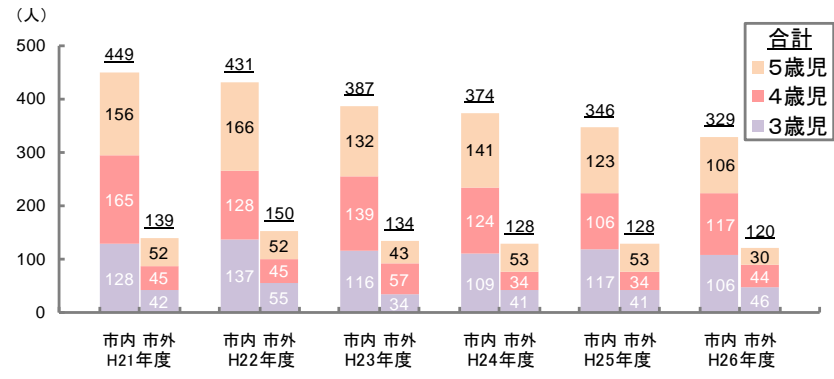
■ **保育園児数**（広域受託を除く）※認定こども園（保育園部）含む。



保育園の園児数は、横ばいで推移しており、平成26年度には2,944人となっています。



■ **幼稚園児数** ※認定こども園（幼稚園部）含む。



幼稚園の園児数は、減少傾向にあり、平成26年度で市内329人、市外120人となっています。

計画の基本理念

基本理念

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国の定めた基本指針をふまえて、本市がこれまで「射水市次世代育成支援行動計画（後期計画）」の中で実現を目指してきた精神を継承し、次の基本理念を掲げ、子ども・子育て支援施策を推進していきます。

つなごう・広げよう 子育ての輪 親子の笑顔があふれるまち 射水 いみず
 ～子どもたちの輝く未来のために～

以下の3つの方針に基づき、教育・保育の充実のみならず、子どもの発達・成長を一体的・連続的にとらえた施策を展開していきます。

- ★子どもの健やかな成長への支援
- ★家庭における子育てへの支援
- ★地域で支える子育て支援



教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業 の量の見込みと確保の内容



教育・保育事業の量の見込みと確保の内容

《認定の区分と提供施設》

新制度では、3つの認定区分に応じて、幼稚園や保育園などの利用先が決まっており、利用を希望する場合は認定を受ける必要があります。

1号	2号	3号
満3～5歳で 保育の必要性なし (幼稚園・認定こども園)	満3～5歳で 保育の必要性あり (保育園・認定こども園)	0～2歳で 保育の必要性あり (保育園・認定こども園・ 地域型保育)

H31年度 >>>		見込み量	確保量	過不足
教育事業	1号・2号(満3～5歳)	475	490	15
	2号(満3～5歳)	1,826	1,941	115
保育事業	3号(1・2歳)	938	999	61
	3号(0歳)	258	286	28

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

H31年度 >>>		見込み量	確保量	過不足		
地域子ども・子育て支援事業	時間外保育事業(延長保育)(人)	873	873	0		
	放課後児童健全育成事業(人)	809	1,124	315		
	子育て短期支援事業(人)	0	0	0		
	地域子育て支援拠点事業(人)	53,000	53,000	0		
	一時預かり事業	幼稚園(人)	14,669	14,669	0	
		その他	保育園等で行う一時預かり(人)	5,957	5,957	0
			ファミリー・サポート・センター(未就学児)(人)	383	383	0
	病児・病後児保育(人)	360	360	0		
	ファミリー・サポート・センター(就学児)(人)	1,150	1,150	0		
	妊婦健診事業(人)	665	665	0		
	乳児家庭全戸訪問事業(人)	680	680	0		
	利用者支援(か所)	1	1	0		



1 幼児教育・保育環境の整備

女性の社会進出の増加や働き方の多様化、核家族化の進行等により、以前のように家庭で子どもを保育することが難しくなっており、低年齢児を中心とした保育ニーズの高まりや様々なニーズに対応した保育サービスの実施が必要となっています。

施策 1 多様な幼児教育・保育ニーズへの対応

- 保護者のニーズに対応し、幼児教育・保育の量の拡充と質の向上を進めます。幼稚園・保育園・認定こども園での教育・保育を充実するとともに、延長保育や一時預かり、休日保育、病児・病後児保育など多様な保育サービスを展開します。

施策 2 良好な幼児教育・保育環境の確保

- 保育サービス評価制度による評価や保育料等の軽減、園と小学校との連携を図り、就学時の円滑な接続を図るなど、子どもや保護者にとって、より良い幼児教育・保育の環境が確保できるよう努めます。

2 保護者への支援体制の整備

子育て中の保護者の孤立を防ぐため、相談や情報提供、交流・仲間づくりなどの支援を進めていくことが重要です。また、家庭や地域における教育力、子育て力を向上させ、心豊かで健やかな子どもを育てていくことが求められています。

施策 1 子育て支援サービス等の充実

- ファミリー・サポート・センターや子育て支援センターなどの充実を図り、地域での子育てが円滑に行えるよう支援するとともに、利用者支援では、子どもや家庭の状況に合わせたサービスや事業の紹介・つなぎを行い、保護者の不安や悩みが解消できるよう支援します。

施策 2 放課後の居場所づくり

- 放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブ、放課後子ども教室の充実を図り、安全・安心な小学生の放課後の居場所を確保します。また、余裕教室の確保等を行い、それぞれに通う児童同士が同一の活動プログラムに参加できる体制について、福祉保健部と教育委員会が連携しつつ、放課後対策事業運営委員会において協議を行うなど、検討を進めていきます。

施策 3 家庭や地域の教育力の向上

- 家庭教育支援講座や子育て井戸端会議などを実施し、家庭教育力の向上を図るとともに、地域組織活動の支援や子育て支援隊の活動を通して、子育てへの関心や理解を深め、地域全体で子育てを支えます。



3 支援が必要な子ども・家庭への支援

支援が必要な子ども・家庭が抱える課題に対し、きめ細やかな支援を行い、子どもの権利が確保される環境づくりが求められています。

施策 1 児童虐待防止対策の充実

- 児童虐待の予防・早期発見に向け、専門的な知識を有した相談員による支援や、巡回訪問や巡回相談等を実施するとともに、園・学校、児童相談所、関係機関等との連携を図ります。

施策 2 ひとり親家庭等への自立支援

- ひとり親家庭等の困難を抱える家庭が、家庭生活と職業生活において自立し、安心して子育てができるよう、就労に向けた支援や経済的負担の軽減、相談体制の充実等を図ります。

施策 3 障がいのある子への支援

- 障がいのある子どもが、地域の中で安心して暮らしていけるよう、自らの持つ能力を最大限に活かすことができる環境の整備に努めます。また、関係機関が連携し、一貫した早期療育の充実と障がいのある子ども一人ひとりが必要とする取組を実施していきます。

施策 4 子どもの権利確保への支援

- 子どもが抱える悩みについて、気軽に相談できる体制を整備するとともに、いじめ、犯罪、児童虐待等により、子どもの権利が侵害されないよう、子どもの権利支援センター等の充実を図り、精神的苦痛の軽減や立ち直りを支援します。

4 親と子の健康づくりの充実

安心して生み育てられる基盤としての医療体制の充実が求められることから、医療機関等との連携を強化し、体制の充実を図ることが必要です。

施策 1 安心して妊娠・出産できる環境づくり

- 安心して妊娠・出産できるよう、各種健康診査や教室などの実施や医療機関との連携強化により、母子の健康の確保と正しい知識の普及を図ります。また、不妊治療に関する負担の軽減等の支援を実施します。

施策 2 乳幼児の健康づくり

- 乳幼児健康診査等の各種健康診査の実施などにより、子どもの疾病や障がい等を早期に発見し、適切な支援が受けられるよう体制を整備します。また、子どもが心身ともに健康な状態で過ごせるよう、生後4か月までの全戸訪問や乳幼児訪問指導、育児相談、予防接種など、様々な乳幼児期の保健サービスの充実を図ります。

施策 3 小児医療の充実

- 医療費の助成や小児医療に関する情報提供、小児医療体制の整備などにより、子どもの健全な発達・成長と健康を確保します。

5 仕事と子育ての両立支援

社会状況の変化により、共働き家庭が増加しています。女性は特に妊娠・出産、子育てにより、仕事と生活の両立が難しくなる傾向にあるため、男性の働き方の見直しを行うなど、子育てしながら働きやすい環境づくりが必要となっています。企業・事業所等におけるワーク・ライフ・バランスの推進に向けた意識の醸成が求められています。

施策 1 ワーク・ライフ・バランスの推進

- 男女が互いに協力し、安心して子どもを育てられる男女共同参画社会の実現に努めるとともに、仕事と生活・子育ての両立支援のための情報提供や、育児休業制度の普及促進など、子育てしやすい職場環境づくりに取り組みます。

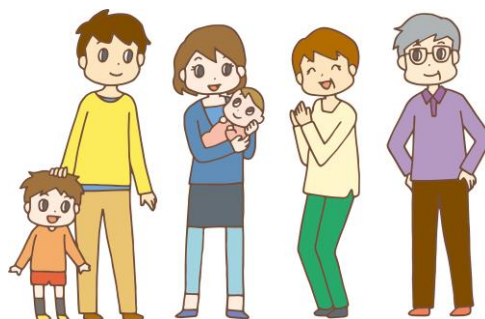
推進体制

地域における子育て支援の推進

本計画を着実に推進するため、市の推進体制の充実を図り、市民・行政等が連携して取り組みます。

推進体制の整備

- ① 射水市少子化対策推進委員会
- ② 庁内推進体制の充実
- ③ 市民の積極的な参画
- ④ 計画の周知
- ⑤ 地域・関係機関等との連携



射水市子ども・子育て支援事業計画

【概要版】

平成27年3月

発行：射水市
編集：射水市 子育て支援課
〒934-8555
富山県射水市本町二丁目10番30号
TEL：0766-82-1965
FAX：0766-82-8269